

幸福ふれあい広場展示ホールの利用実施方針

1. 趣 旨

平成25年度の幸福ふれあい広場のリニューアルに伴い、同広場内に2台ある自動車のうち南側の自動車を展示スペースとして整備したことから、当該スペースを「幸福ふれあい広場展示ホール」（以下、「展示ホール」）として定義付け、十勝在住者及び十勝管内で活動する団体等が実施する十勝・帯広の観光振興等に資する催し等へ開放することにより、帯広市の観光振興及び展示ホールの有効活用を図るものである。

2. 使用許可の根拠

帯広市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第8条第1号の規定によるものとする。

3. 使用許可の受けられる者の範囲

十勝管内在住者及び十勝管内で活動する団体等で使用責任者を明確にできるものとする。

4. 使用目的

十勝管内の観光振興等に資する催し等に限るものとし、営利行為、宗教活動、政治活動等を目的とするもの及び市が適当でないと認める場合には使用させないこととする。

5. 使用許可が可能な日時

使用許可が可能な日時については、次のとおりとする。

- (1) 使用期間 4月29日から11月3日まで
- (2) 使用時間 午前9時～午後5時

6. 使用料

帯広市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第9条の規定に基づき無償貸付するものとする。

7. 事故責任の所在

本実施方針に基づく利用に伴う事故責任は、使用責任者にあるものとする。

8. その他

- (1) 使用の申請及び許可については、使用者の利便性を図るため事務を簡素化するものとする。
- (2) その他展示ホールの使用に関する詳細については、「幸福ふれあい広場展示ホール使用許可基準」により定めるものとする。

附 則

- 1 この方針は、平成27年4月1日から実施する。(平成27年3月20日決定)
- 2 この方針は、平成28年4月1日から実施する。(平成28年4月1日決定)